

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合等の対応マニュアル

2021. 1. 27 制定

2021. 10. 28 改訂

2022. 1. 20 改訂

本マニュアルは、学生及び教職員が新型コロナウイルスの感染が疑われる場合や感染した場合等の具体的な対応について整理したものです。万一の場合は、このマニュアルに沿って行動してください。

1 感染が疑われる症状が出た場合

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある場合、発熱がなくても「健康観察チェックシート」に該当する症状がある場合

- 登校・出勤を見合わせ、大学事務局に連絡してください（電話または専用メールアドレスあてメール）。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。

大学事務局 TEL 027-235-1211(代表) 内線117
専用メールアドレス corona-kesseki@gchs.ac.jp

- 朝夕検温等の健康観察を行い、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に定める「健康観察チェックシート」に記録するとともに、毎朝メールにて大学事務局へ報告してください。
- 症状消失後、2日間経過観察し、問題がなければ登校・出勤が可能となります。
- 状況に応じ、居住地にある「受診・相談センター」やかかりつけ医（以下、「受診・相談センター等」という。）に相談し、その指示に従ってください。指示された内容については、大学事務局に連絡してください。
- 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに受診・相談センター等に相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 受診・相談センター等の指示で受けたPCR検査等で陰性が確認された場合、症状が消失すれば、登校・出勤が可能となります。

【「受診・相談センター」の連絡先】

- | | | |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| ○前橋市、高崎市以外の市町村在住 | 群馬県受診・相談センター 平日・休日問わず | TEL：0570-082-820
(24時間対応) |
| ○前橋市在住 | 前橋市保健所 平日・休日問わず (8:30～21:00) | TEL：027-220-1151 |
| | 上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター | TEL：0570-082-820 |
| ○高崎市在住 | 高崎市保健所 平日 (8:30～17:15) | TEL：027-381-6112 |
| | 上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター | TEL：0570-082-820 |
| ○県外在住 | 在住する都道府県の受診・相談センターを調べてください。 | |

(2) 微熱や「健康観察チェックシート」に該当しない程度の軽い症状の場合

- 必要に応じて登校・出勤を見合わせ、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。この場合、症状が消失すれば、登校・出勤は可能です。

2 感染が判明した場合

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで登校・出勤停止となります。医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- 報告可能な状況であれば、速やかに大学事務局に連絡してください。事務局から感染状況の聴き取りを行いますので、ご協力をお願いします。また、治療中の経過についても、可能であれば大学事務局に連絡してください。
- 治癒後は、主治医に登校に支障がないことを証明する診断書の作成を依頼し、登校時に大学事務局に提出してください（診断書に代えて、保健所が発行する「就業制限解除通知書」の写しの提出でも可）。

3 濃厚接触者となった場合

- 保健所から濃厚接触者になったと連絡があった場合は、その指示に従うとともに、登校・出勤を見合わせ、速やかに大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
- PCR検査等の結果についても、わかり次第、大学事務局に連絡してください。
- PCR検査等で陽性となった場合は、「2 感染が判明した場合」に従って対応してください。
- PCR検査等で陰性の場合でも、感染者との最終接触日から原則10日間の自宅待機（登校・出勤停止）となります。朝夕検温等の健康観察を行い、「健康観察チェックシート」に記録してください。
- 自宅待機期間中に症状が出なければ、期間終了後、登校・出勤が可能となります。自

宅待機期間中に症状が出た場合は、保健所に連絡し、その指示に従うとともに、大学事務局に連絡してください。

4 保健所から感染者と一定の接触があった者としてPCR検査等を指示された場合

- 保健所からの指示に従うとともに、登校・出勤を見合わせ、速やかに大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
- PCR検査等で陰性が確認されるまで登校・出勤停止となります。
- PCR検査等で陽性となった場合は、「2 感染が判明した場合」に従って対応してください。

5 同居家族が感染した場合

- 同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、自身も保健所から濃厚接触者とされる可能性が高いので、その場合には「3 濃厚接触者となった場合」に従って対応してください。

6 同居家族が濃厚接触者となった場合

- 同居家族が保健所から濃厚接触者になったと連絡があった場合には、その指示に従うとともに、登校・出勤を見合わせ、速やかに大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
- 濃厚接触者となった同居家族のPCR検査等の結果が陽性の場合、自身も保健所から濃厚接触者とされる可能性が高いので、その場合には「3 濃厚接触者となった場合」に従って対応してください。
- 同居家族のPCR検査等の結果が陰性の場合、登校・出勤については、保健所の指示に従ってください。特に指示がない場合、自身及び同居家族に発熱等の風邪症状がなければ、登校・出勤が可能です。

7 同居家族に感染が疑われる症状が出た場合

- 同居家族に風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある場合、発熱がなくても「健康観察チェックシート」に該当する症状がある場合には、県内の感染者が急増している局面（群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に定める警戒レベルが2以上で、特に家庭内感染が多い状況）にあつては、自身に感染が疑われる症状が出た場合に準じ、登校・出勤を見合わせ、大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
- 同居家族の症状消失後は、自身に症状がなければ登校・出勤が可能です。

8 同居家族が海外から帰国した場合

- 海外からの帰国者は10日間の自宅待機をすることになっています。
- 帰国者と同居する家族は、帰国者のPCR検査等の結果が陽性であれば、自身も保健所から濃厚接触者とされる可能性が高いので、その場合には「3 濃厚接触者となった

場合」に従って対応してください。

- 帰国者のPCR検査等の結果が陰性であった場合は、自身は原則として登校・出勤は可能ですが、大学事務局に連絡の上、登校・出勤に当たっては健康観察と感染防止策を徹底してください。

9 接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知があった場合

- 接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知があった場合は、登校・出勤を見合わせ、居住地の「受診・相談センター」に連絡し、その指示に従うとともに、速やかに大学事務局に連絡してください。あわせて、学生は欠席する授業の担当教員に、欠席の連絡をしてください。
- 「受信・相談センター」からPCR検査等は不要と判断された場合は、登校・出勤は可能です。
- 「受信・相談センター」からPCR検査等を指示された場合は、「4 保健所から感染者と一定の接触があった者としてPCR検査等を指示された場合」に従って対応してください。

10 登校停止等の取扱い

- 登校停止は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置とします。登校停止により欠席した授業については、学生の不利益とならないよう適切な配慮を行いますので、登校を再開した際に、欠席した授業の担当教員に申し出て指示を受けてください。
- 発熱等の風邪症状等で登校を見合わせた時も、登校停止に準じた取り扱いをする場合がありますので、登校を再開した際に、欠席した授業の担当教員に相談してください。

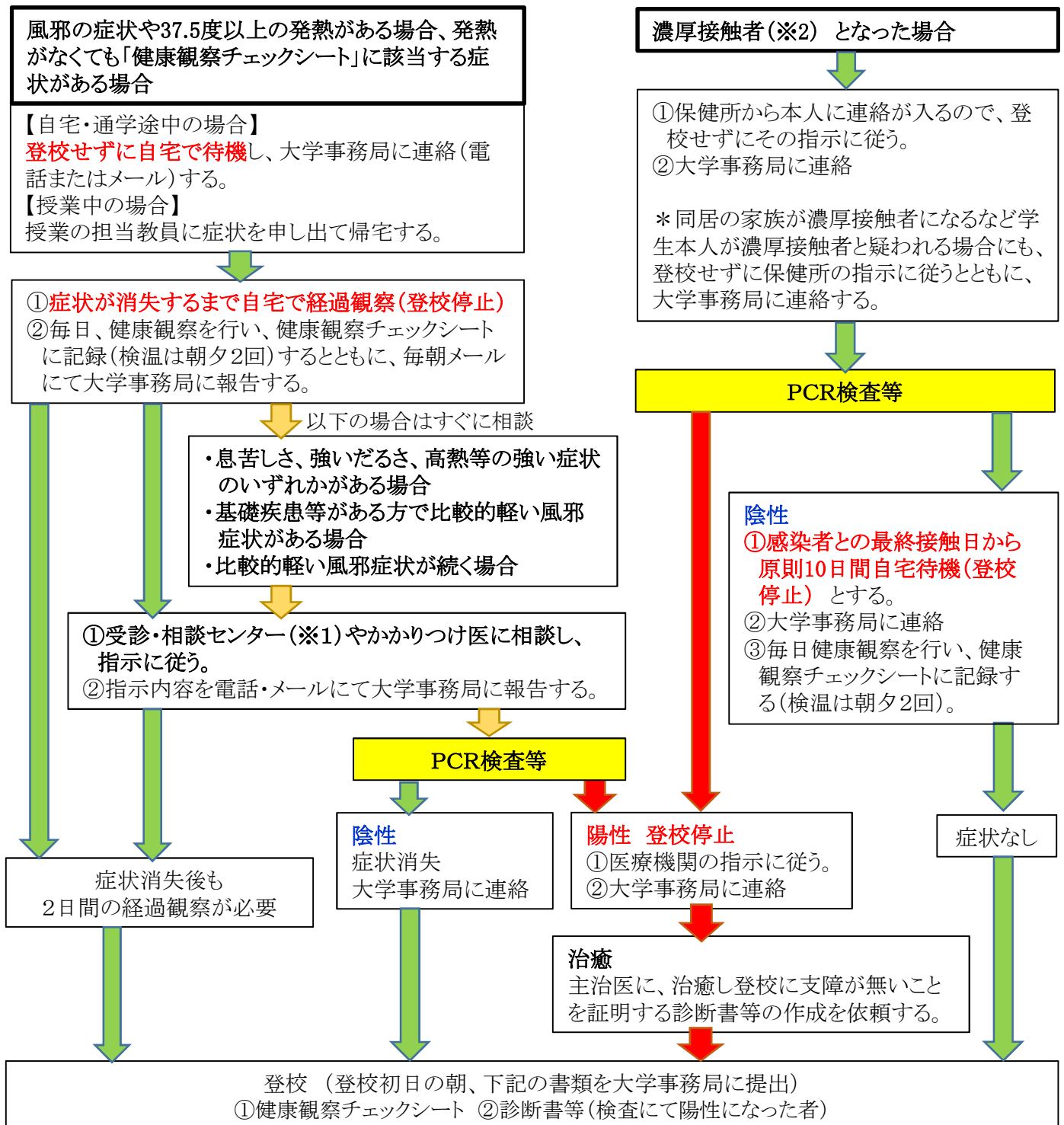
* 感染が疑われる場合等に学生がとるべき具体的な対応について、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート」に主なものをまとめましたので、参照してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、**治癒するまで登校停止**となります。感染拡大防止措置をとる必要があるため、大学事務局に連絡（電話またはメール）してください。治癒した後、主治医に登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼してください。登校時には診断書等を大学事務局に提出してください。

2. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合



【連絡先】 電話：027-235-1211（代表）

専用メールアドレス：corona-kesseki@gchs.ac.jp

※1 「受診・相談センター」の連絡先

- 前橋市、高崎市以外の市町村在住
群馬県受診・相談センター
平日・休日問わず（24時間対応） TEL：0570-082-820
- 前橋市在住
前橋市保健所 平日・休日問わず（8:30～21:00） TEL：027-220-1151
上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター TEL：0570-082-820
- 高崎市在住
高崎市保健所 平日（8:30～17:15） TEL：027-381-6112
上記以外の時間帯は群馬県受診・相談センター TEL：0570-082-820
- 県外在住
在住する都道府県の「受診・相談センター」を調べてください。

※2 濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者です（感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間）。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター：令和2年4月20日版）